

(その1)

# 収支報告書 (令和 4 年分)

(ふりがな)

(じゆうみんしゅとうちばけんだいななせんきょくしぶ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 流山市おおたかの森北1-5-2 セレーナおおたかの森2階
- 3 代表者の氏名 齋藤 健
- 4 会計責任者の氏名 安藤 辰生

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先  
(担当者) 安藤辰生  
(電話) 04-7190-5271

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 ( 現職 ・ 候補者等 )
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>齋藤 健</u>
公職の種類 <u>衆議院議員</u> ( <input checked="" type="checkbox"/> 現職 ・ 候補者等 )



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

1139970  
926

定内郵資国全領  
解後窓N N 県 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6  
M 5 U K

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。



# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②) .....		十億	百万	千	円	
						62,775,375 /
① (前年からの繰越額) .....						32,294,271 /
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....						30,481,104 /
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....						37,777,906 /
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1)-(2) ) .....						24,997,469 /

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費						
金 額 A .....		十億	百万	千	円	
						1,874,000 /
員 数 .....						1,064 /

(2) 寄 附						
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分			金	額		備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		十億	百万	千	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[ うち 特 定 寄 附 ]						
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附						内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附						内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)						(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[ 寄附のうち寄附のあつせんによるもの ]						内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附						内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)						14,576,836 /

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

（5）本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部		3,000	000	000	R4. 4. 6	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R4. 4. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		500	000	000	R4. 5. 18	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R4. 7. 29	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R4. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R4. 12. 7	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		500	000	000	R4. 12. 7	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2,000	000	000	R4. 12. 23	東京都千代田区永田町1-11-23	
こ の 頁 の 小 計		14,000	000	000 /			
合 計							F



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			十億 百万 千 円				
		小谷 正太郎	118,056		流山市三輪野山1-1007	会社役員	
		(内訳)	9,838	R4. 1. 14			
			9,838	R4. 2. 14			
			9,838	R4. 3. 14			
			9,838	R4. 4. 14			
			9,838	R4. 5. 13			
			9,838	R4. 6. 14			
			9,838	R4. 7. 14			
			9,838	R4. 8. 12			
			9,838	R4. 9. 14			
			9,838	R4. 10. 14			
			9,838	R4. 11. 14			
			9,838	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	118,056				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		澁谷 孝			115,380		流山市木848	会社役員
		(内訳)			9,615	R4. 1. 14		
					9,615	R4. 2. 14		
					9,615	R4. 3. 14		
					9,615	R4. 4. 14		
					9,615	R4. 5. 13		
					9,615	R4. 6. 14		
					9,615	R4. 7. 14		
					9,615	R4. 8. 12		
					9,615	R4. 9. 14		
					9,615	R4. 10. 14		
					9,615	R4. 11. 14		
					9,615	R4. 12. 14		
800		この頁の小計			115,380			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		金子 文雄			120,000		流山市古間木54-3 運B192街区7	会社役員	
		(内訳)			10,000	R4. 1. 14			
					10,000	R4. 2. 14			
					10,000	R4. 3. 14			
					10,000	R4. 4. 14			
					10,000	R4. 5. 13			
					10,000	R4. 6. 14			
					10,000	R4. 7. 14			
					10,000	R4. 8. 12			
					10,000	R4. 9. 14			
					10,000	R4. 10. 14			
					10,000	R4. 11. 14			
					10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		澤田 良雄			120,000		流山市中野久木572-10	企業コンサルタント
		(内訳)			10,000	R4. 1. 14		
					10,000	R4. 2. 14		
					10,000	R4. 3. 14		
					10,000	R4. 4. 14		
					10,000	R4. 5. 13		
					10,000	R4. 6. 14		
					10,000	R4. 7. 14		
					10,000	R4. 8. 12		
					10,000	R4. 9. 14		
					10,000	R4. 10. 14		
					10,000	R4. 11. 14		
					10,000	R4. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を複数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市加3-1-6	会社役員	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			東京都荒川区南千住7-15-27-501	会社役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市西深井99	会社役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市野々下1-350	自営業	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800				120,000					
810									→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市おおたかの森南1-25-2-B-1111	会社役員	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人					
寄附者の氏名				金額		年月日		住所		職業	備考
				十億	百万	千	円				
			洞下 英人			120,000	✓		流山市緒ヶ崎16-1	会社役員	
			(内訳)			10,000		R4. 1. 14			
						10,000		R4. 2. 14			
						10,000		R4. 3. 14			
						10,000		R4. 4. 14			
						10,000		R4. 5. 13			
						10,000		R4. 6. 14			
						10,000		R4. 7. 14			
						10,000		R4. 8. 12			
						10,000		R4. 9. 14			
						10,000		R4. 10. 14			
						10,000		R4. 11. 14			
						10,000		R4. 12. 14			
800			この頁の小計			120,000	✓				
810			その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900			合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市思井487-6	無職	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市南流山7-1-14	会社役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	岡本 哲哉			60,000		流山市西平井1-13-8	団体役員	
	(内訳)			10,000	R4. 7. 14			
				10,000	R4. 8. 12			
				10,000	R4. 9. 14			
				10,000	R4. 10. 14			
				10,000	R4. 11. 14			
				10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計			60,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		松田 佐一朗			120,000		流山市三輪野山3-16-1	会社役員
		(内訳)			60,000	R4. 3. 22		
					60,000	R4. 9. 20		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市西初石2-90-1	会社役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市西平井2-5-2	無職	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800				120,000					
810									→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			野田市山崎730-6	会社役員	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	吉田 俊一			120,000		松戸市小金203	団体役員
	(内訳)			10,000	R4. 1. 14		
				10,000	R4. 2. 14		
				10,000	R4. 3. 14		
				10,000	R4. 4. 14		
				10,000	R4. 5. 13		
				10,000	R4. 6. 14		
				10,000	R4. 7. 14		
				10,000	R4. 8. 12		
				10,000	R4. 9. 14		
				10,000	R4. 10. 14		
				10,000	R4. 11. 14		
				10,000	R4. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		佐藤 清			120,000		松戸市河原塚421-35	会社役員	
		(内訳)			10,000	R4. 1. 14			
					10,000	R4. 2. 14			
					10,000	R4. 3. 14			
					10,000	R4. 4. 14			
					10,000	R4. 5. 13			
					10,000	R4. 6. 14			
					10,000	R4. 7. 14			
					10,000	R4. 8. 12			
					10,000	R4. 9. 14			
					10,000	R4. 10. 14			
					10,000	R4. 11. 14			
					10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	並木 幸雄			120,000		松戸市小金原4-31-1	無職	
	(内訳)			10,000	R4. 1. 14			
				10,000	R4. 2. 14			
				10,000	R4. 3. 14			
				10,000	R4. 4. 14			
				10,000	R4. 5. 13			
				10,000	R4. 6. 14			
				10,000	R4. 7. 14			
				10,000	R4. 8. 12			
				10,000	R4. 9. 14			
				10,000	R4. 10. 14			
				10,000	R4. 11. 14			
				10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			松戸市八ヶ崎5-30-11	自営業	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		秋元 篤司			120,000		流山市中野久木374	会社役員	
		(内訳)			10,000	R4. 1. 14			
					10,000	R4. 2. 14			
					10,000	R4. 3. 14			
					10,000	R4. 4. 14			
					10,000	R4. 5. 13			
					10,000	R4. 6. 14			
					10,000	R4. 7. 14			
					10,000	R4. 8. 12			
					10,000	R4. 9. 14			
					10,000	R4. 10. 14			
					10,000	R4. 11. 14			
					10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				110,000			松戸市根本186-2	会社役員	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
800		この頁の小計		110,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			松戸市新松戸7-7 B-403	会社役員	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			松戸市稔台1-8-21	医師	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800				120,000					
810									→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			野田市上花輪1189-17	団体役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			野田市中里561	会社役員	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800				120,000					
810									→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			松戸市新松戸3-1-2-1509	会社役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		古橋 一郎			120,000		野田市小山2893	会社役員
		(内訳)			10,000	R4. 1. 14		
					10,000	R4. 2. 14		
					10,000	R4. 3. 14		
					10,000	R4. 4. 14		
					10,000	R4. 5. 13		
					10,000	R4. 6. 14		
					10,000	R4. 7. 14		
					10,000	R4. 8. 12		
					10,000	R4. 9. 14		
					10,000	R4. 10. 14		
					10,000	R4. 11. 14		
					10,000	R4. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				110,000			野田市二ツ塚430-28	税理士	
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800				110,000					
810									
900									

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		木村 欽一			20,000		野田市清水438-8	会社役員
		(内訳)			10,000	R4. 11. 14		
					10,000	R4. 12. 14		
800		この頁の小計			20,000			
810		その他の寄附						
900		合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		逆井 喜市			20,000		野田市木間ヶ瀬240	会社役員	
		(内訳)			10,000	R4. 11. 14			
					10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計			20,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			千葉県美浜区高浜6-6-2	会計士	
				10,000		R4. 1. 14			
				10,000		R4. 2. 14			
				10,000		R4. 3. 14			
				10,000		R4. 4. 14			
				10,000		R4. 5. 13			
				10,000		R4. 6. 14			
				10,000		R4. 7. 14			
				10,000		R4. 8. 12			
				10,000		R4. 9. 14			
				10,000		R4. 10. 14			
				10,000		R4. 11. 14			
				10,000		R4. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			神奈川県 鎌倉市植木425-1-902	会社役員	
				10,000	R4. 1. 14				
				10,000	R4. 2. 14				
				10,000	R4. 3. 14				
				10,000	R4. 4. 14				
				10,000	R4. 5. 13				
				10,000	R4. 6. 14				
				10,000	R4. 7. 14				
				10,000	R4. 8. 12				
				10,000	R4. 9. 14				
				10,000	R4. 10. 14				
				10,000	R4. 11. 14				
				10,000	R4. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		吉野 寛治			600,000		埼玉県越谷市越ヶ谷5-3-3	会社役員	
		(内訳)			50,000	R4. 1. 14			
					50,000	R4. 2. 14			
					50,000	R4. 3. 14			
					50,000	R4. 4. 14			
					50,000	R4. 5. 13			
					50,000	R4. 6. 14			
					50,000	R4. 7. 14			
					50,000	R4. 8. 12			
					50,000	R4. 9. 14			
					50,000	R4. 10. 14			
					50,000	R4. 11. 14			
					50,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計			600,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		門田 典久			120,000		高知県 高知市神田498-3	会社役員	
		(内訳)			10,000	R4. 1. 14			
					10,000	R4. 2. 14			
					10,000	R4. 3. 14			
					10,000	R4. 4. 14			
					10,000	R4. 5. 13			
					10,000	R4. 6. 14			
					10,000	R4. 7. 14			
					10,000	R4. 8. 12			
					10,000	R4. 9. 14			
					10,000	R4. 10. 14			
					10,000	R4. 11. 14			
					10,000	R4. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120,000				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				1,500,000			藤塚町 横浜市保土ヶ谷区藤塚町11-1-501	会社役員	
				500,000	R4. 7. 11				
				1,000,000	R4. 11. 20				
800				1,500,000					
810									
900									

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
**(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。**  
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
森 茂子			120,000		R4. 1. 16	流山市流山5-34-1	会社役員	
中山 文男			120,000		R4. 1. 20	流山市思井640	団体役員	
鶴巻 武則			120,000		R4. 2. 17	流山市古間木315-10	会社役員	
浅野 茂太郎			120,000		R4. 5. 14	松戸市幸田5-120	会社役員	
三村 奈奈			120,000		R4. 9. 12	松戸市仲井町1-10-3	会社役員	
鈴木 悦郎			10,000		R4. 12. 14	松戸市小金359-1	団体役員	
この頁の小計			610,000					
その他の寄附			0					
合計			6,623,436					

※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	(株)秋元	117,360		流山市流山2-108		秋元 浩司	
	(内訳)	9,780	R4. 1. 14				
		9,780	R4. 2. 14				
		9,780	R4. 3. 14				
		9,780	R4. 4. 14				
		9,780	R4. 5. 13				
		9,780	R4. 6. 14				
		9,780	R4. 7. 14				
		9,780	R4. 8. 12				
		9,780	R4. 9. 14				
		9,780	R4. 10. 14				
		9,780	R4. 11. 14				
		9,780	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	117,360					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マツヤ	120,000		流山市加2-16-5	古坂 稔	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)初石鋳金	120,000		流山市江戸川台西2-7	熊本 忠夫	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8 0 0		こ の 頁 の 小 計	120,000				
8 1 0		そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)大橋	116,040		流山市三輪野山744-13	大橋 照司	
		(内訳)	9,670	R4. 1. 14			
			9,670	R4. 2. 14			
			9,670	R4. 3. 14			
			9,670	R4. 4. 14			
			9,670	R4. 5. 13			
			9,670	R4. 6. 14			
			9,670	R4. 7. 14			
			9,670	R4. 8. 12			
			9,670	R4. 9. 14			
			9,670	R4. 10. 14			
			9,670	R4. 11. 14			
			9,670	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	116,040				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
	(株)ケー・アンド・アイ	120,000		柏市柏3-4-25 KCビル	坂巻 龍治		
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。	
900	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(宗)浄観寺	120,000		流山市西深井353	渡会 顕	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)坂巻葬祭店	120,000		流山市西初石2-6-17	坂巻 仁志	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	サンコーテクノ(株)		120,000		流山市南流山3-10-16	洞下 英人	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8 0 0	この頁の小計		120,000				
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)マルタカ	120,000		流山市西深井大塚1028-23	高橋 啓治	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		コシバシステムサービス(株)	120,000		流山市西初石4-1411-56	伊部 厚隆	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)三和興産	120,000		流山市江戸川台西2-296	湯浅 博之	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8	0	この頁の小計	120,000				
8	1	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)初石サンシャインゴルフ	120,000		流山市東初石1-74-3	豊嶋 裕美子	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(有)新登交通		120,000		流山市南74-6	坂井 重敏	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。





(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)京和ガス		120,000		流山市江戸川台東1-254	海老原 新蔵	
	(内訳)		60,000	R4. 1. 24			
			60,000	R4. 8. 23			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)仁和運送	60,000		流山市駒木605-2	長澤 章裕	
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8 0 0		こ の 頁 の 小 計	60,000				
8 1 0		そ の 他 の 寄 附					
9 0 0		合 計					

→ ※ 下記注意(2)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
	団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
	(有)西仲	120,000		流山市平和台3-1-1-506	岡本 光雄		
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。	
900	合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		太陽ハウス様	120,000		松戸市新松戸1-204	岩橋 成行	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	山藤運送(有)	120,000		松戸市幸田5-413		田居 照康	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		東洋エレベータ工業(株)	120,000		松戸市松戸新田24-12	鈴木 康司	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	専門学校 日本国際ITカレッジ		60,000		松戸市小金59	店橋 純子	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
8 0 0	この頁の小計		60,000				
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)イサカエンタープライズ		120,000		松戸市上本郷86	井坂 勝則	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)松本測量設計事務所	90,000		松戸市幸田3-142-3	松本 晃次	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
800		この頁の小計	90,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ソレイユ・リビング・テック	120,000		松戸市新松戸3-208-1	岩橋 淑行	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)協和デンタル・ラボラトリー	120,000		松戸市新松戸3-260-1	木村 健二	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(医社)山浩会	120,000		松戸市八ヶ崎6-56-12	山下 茂一	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)マーケットバンク		110,000		東京都台東区台東4-5-7	岡山 憲史	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 31			
			10,000	R4. 2. 28			
			10,000	R4. 3. 31			
			10,000	R4. 4. 27			
			10,000	R4. 6. 1			
			10,000	R4. 6. 30			
			10,000	R4. 8. 1			
			10,000	R4. 8. 31			
			10,000	R4. 9. 30			
			10,000	R4. 10. 31			
			10,000	R4. 11. 30			
800	この頁の小計		110,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	(株)ダブリュータクシー	120,000		松戸市栄西1344-1		野村 徳康	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附			→ ※ 下記注意(2)参照。			
900	合 計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)トーエイ	120,000		松戸市大金平5-421-1	田嶋 元雄	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)たむら	90,000		松戸市金ヶ作408-182	田村 誠一郎	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
800		この頁の小計	90,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)アテスエ	120,000		松戸市幸田1-161	反橋 忍	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)山喜	120,000		松戸市新松戸1-199	土屋 和久	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		流山タクシー(有)	120,000		流山市加1-20-25	関 文男	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)藤田土木	120,000		松戸市六高台2-125	藤田 雅久	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)美山		120,000		船橋市葛飾町2-340	大山 一	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
8 0 0	この頁の小計		120,000				
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	(株)東光ハウス	120,000		松戸市久保平賀382-14		大川 隆永	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
	(株)在宅支援総合ケアサービス	120,000		千葉県稲毛区稲毛東2-14-12		依田 和孝	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	矢吹社会保険労務士事務所		120,000		松戸市小金原6-8-9-305	矢吹 昌史	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	和座クリニック		80,000		松戸市新松戸340	和座 一弘	
	(内訳)		10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計		80,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	(株)オカダテックス	120,000		野田市上三ヶ尾261-9		岡田 茂	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	丸川タクシー(有)	120,000		野田市中里764		小川 貴大	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						
900	合 計						

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	株タツザキ	120,000		野田市桐ヶ作306-11		立崎 一郎	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
800	この頁の小計	120,000					
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		株関信商事	120,000		野田市東宝珠花171	鶴岡 辰弥	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)岡部	120,000		野田市春日町12-5	岡部 成行	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		トケン工業(株)	120,000		野田市船形2145-1	岡田 真吾	
		(内訳)	20,000	R4.1.6			
			30,000	R4.5.20			
			70,000	R4.9.21			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					
900		合 計					

→ ※ 下記注意(2)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)木の城たいせつ		120,000		北海道札幌市東区北48条東19丁目2-5	吉村 孝文	
	(内訳)		10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)創建	120,000		大阪府大阪府中央区淡路町3-5-13	吉村 孝文	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備 考
	(株)藤商	120,000		埼玉県吉川市高富1-9-2		加藤 陽寿	
	(内訳)	10,000	R4. 1. 14				
		10,000	R4. 2. 14				
		10,000	R4. 3. 14				
		10,000	R4. 4. 14				
		10,000	R4. 5. 13				
		10,000	R4. 6. 14				
		10,000	R4. 7. 14				
		10,000	R4. 8. 12				
		10,000	R4. 9. 14				
		10,000	R4. 10. 14				
		10,000	R4. 11. 14				
		10,000	R4. 12. 14				
8 0 0	この頁の小計	120,000					
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)spanro・アンド・サン	120,000		東京都港区三田2-7-7	瀬川 岳則	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		フレスコツナ(株)	120,000		千葉市花見川区幕張本郷1-3-33-402	吉田 哲章	
		(内訳)	10,000	R4. 1. 14			
			10,000	R4. 2. 14			
			10,000	R4. 3. 14			
			10,000	R4. 4. 14			
			10,000	R4. 5. 13			
			10,000	R4. 6. 14			
			10,000	R4. 7. 14			
			10,000	R4. 8. 12			
			10,000	R4. 9. 14			
			10,000	R4. 10. 14			
			10,000	R4. 11. 14			
			10,000	R4. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)ヤマシタ		120,000		東京都港区三田1-4-28	山下 和洋	
	(内訳)		60,000	R4. 4. 28			
			60,000	R4. 11. 30			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
(株)アンツ			120,000	R4. 4. 15	松戸市根本7-10	山野井 章	
(有) 石山運輸倉庫			120,000	R4. 1. 20	野田市岡田315	石山 隆一	
(株)中原建築設計事務所			120,000	R4. 3. 10	松戸市久保平賀392-2	中原 光男	
(有) ハイブリッジ			120,000	R4. 3. 2	松戸市小金458-50	高橋 清	
(株)武蔵野調剤薬局			120,000	R4. 2. 2	流山市南流山4-1-16	金井 直明	
赤星工業(株)			200,000	R4. 12. 1	市原市八幡海岸通5-4	赤星 健一	
(株)ヨコヤマ			500,000	R4. 11. 25	東京都品川区平塚1-7-7	横山 善司	
TOYプロジェクト(株)			120,000	R4. 2. 21	松戸市常盤平5-27-3-1304	豊島 利治	
(医) 曙会 流山中央病院			110,000	R4. 11. 14	流山市東初石2-132-2	国吉 昇	
この頁の小計			1,530,000				
その他の寄附			230,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			7,713,400				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
千葉県医師連盟松戸支部			240,000	R4. 4. 20	松戸市西馬橋幸町13 早稲田ビル2F	東 仲宣	
この頁の小計			240,000				
その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			240,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。  
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。



(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		22,508	429						
	(2) 光 熱 水 費		230	200						
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		1,828	731						
	(4) 事 務 所 費		6,520	666						
	小 計 ((1)~(4))		31,088	026						
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		1,386	531						
	(2) 選 挙 関 係 費			0						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※		3,923	027						
	(内訳)									
	ア 機関紙誌の発行事業費									
	イ 宣伝事業費									
	ウ 政治資金パーティー開催事業費									
	エ その他の事業費									
	(4) 調 査 研 究 費		1,180	322						
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金		200	000			200	000		
	(6) そ の 他 の 経 費									
	小 計 ((1)~(6))		6,689	880						うち本部・支部間の交付金合計 200,000円
	合 計		37,777	906						←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代	十億	百万	千円	R4. 2. 2	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			13,204	R4. 2. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			11,857	R4. 3. 30	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			11,103	R4. 4. 25	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			13,601	R4. 6. 1	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			11,724	R4. 6. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			12,800	R4. 7. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			12,922	R4. 9. 7	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			12,437	R4. 9. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			13,426	R4. 11. 1	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			12,643	R4. 12. 1	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1	
電気代			12,877				
この頁の小計			138,594				
その他の支出			91,606				
合計			230,200				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー使用料			10,165	R4.1.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			17,849	R4.2.7	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			11,198	R4.3.7	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			23,303	R4.4.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			13,025	R4.5.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			35,718	R4.6.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			36,324	R4.7.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			30,412	R4.8.8	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			31,016	R4.9.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			17,916	R4.10.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			46,337	R4.11.7	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			29,236	R4.12.6	富士フィルムビジネスソリューションズジャパン(株)	東京都江東区豊洲2-2-1	
コピー使用料			13,149	R4.5.25	キヤノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
この頁の小計			315,648				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
ガソリン代			10,719		R4. 1. 25	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			14,331		R4. 4. 27	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			13,805		R4. 5. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			18,319		R4. 6. 27	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			10,785		R4. 7. 21	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			12,757		R4. 11. 1	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
ガソリン代			13,126		R4. 11. 24	木名瀬商事(株)	野田市吉春836	
この頁の小計			93,842					
その他の支出								
合計								

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
ガソリン代			35,360	R4. 2. 1	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			21,000	R4. 2. 28	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			10,572	R4. 3. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			29,303	R4. 4. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			26,735	R4. 5. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			24,482	R4. 6. 27	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			38,061	R4. 7. 28	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			26,301	R4. 8. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			20,055	R4. 9. 27	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			27,868	R4. 10. 26	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			19,476	R4. 11. 29	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			18,619	R4. 12. 26	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
この頁の小計			297,832				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
アスクル利用代金			24,071	R4. 2. 28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			14,353	R4. 3. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			22,979	R4. 4. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			33,510	R4. 5. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			12,979	R4. 6. 27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			22,660	R4. 7. 28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			26,292	R4. 8. 25	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			14,103	R4. 9. 27	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			12,223	R4. 11. 29	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
アスクル利用代金			15,775	R4. 12. 28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
この頁の小計			198,945				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
文具代			12,170	R4. 1. 26	(有) 竹山商店	東京都千代田区永田町2-2-1	
印刷代			28,050	R4. 1. 26	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
OA機器			49,384	R4. 1. 31	(株) トーエイ	松戸市大金平5-412-1	
広報板杭			18,480	R4. 2. 24	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
印刷代			23,650	R4. 4. 26	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
車両修理代			97,800	R4. 3. 25	(株) 初石鋳金	流山市東初石2-204	
印刷代			22,440	R4. 5. 24	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
広報板杭			17,600	R4. 6. 27	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
抗原検査キット			13,134	R4. 7. 16	(株) マツモトキヨシ	松戸市新松戸東9-1	
バッテリー			12,464	R4. 8. 19	オートボックスおたかの森	栃木県宇都宮市宮の内2-1300	
印刷代			50,160	R4. 12. 27	大槻デザイン(株)	東京都中央区湊1-8-13 1F	
この頁の小計			345,332				
その他の支出			577,132				
合計			1,828,731				

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			254,630	R4.1.26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.2.25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃・更新料			509,260	R4.3.29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.4.25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.5.25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.6.27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.7.25	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.8.23	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.9.27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.10.26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.11.29	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R4.12.26	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
この頁の小計			3,310,190				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
駐車場代			49,500	R4. 1. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R4. 2. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R4. 3. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R4. 4. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R4. 5. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 6. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 7. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 8. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 9. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 10. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 11. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			110,000	R4. 12. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
この頁の小計			1,017,500				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体に用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			42,000	R4. 1. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R4. 2. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R4. 3. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R4. 4. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R4. 5. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
レタックス			21,140	R4. 6. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込
レタックス			22,348	R4. 8. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込
コピー機リース料			17,556	R4. 8. 25	シャープファイナンス(株)	東京都千代田区麴町5-1-1	振込
レタックス			50,132	R4. 12. 28	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	払込
郵送代			158,790	R4. 12. 20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			479,966				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話代			15,395	R4. 2. 1	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			15,573	R4. 2. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			16,249	R5. 3. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			15,043	R4. 4. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			15,888	R4. 5. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			14,984	R4. 6. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			17,976	R4. 7. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			15,239	R4. 8. 23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			13,651	R4. 9. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			14,341	R4. 10. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			14,595	R4. 11. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
電話代			16,984	R4. 12. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70 品川シーズセンター	
この頁の小計			185,918				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別票として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
事務所使用車自動車税			34,500	R4.5.25	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			34,500	R4.5.25	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			12,900	R4.5.25	流山市役所財政部市民税課	流山市平和台1-1-1	
賠償保険料			83,510	R4.5.25	(株)エレブエンタープライズ	松戸市高塚新田1-3	振込
事務所使用車任意保険料			44,870	R4.6.3	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
レンタルサーバー更新料			25,080	R4.6.27	GMOグローバルサインホールディングス(株)	東京都渋谷区桜丘町26-1	振込
事務所使用車任意保険料			57,170	R4.7.28	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務所使用車任意保険料			38,230	R4.9.7	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務所使用車任意保険料			52,630	R4.11.1	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
この頁の小計			383,390				
その他の支出							
合計							

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
郵便代			19,558	R4. 2. 15	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			36,000	R4. 2. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			24,000	R4. 3. 30	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			12,362	R4. 4. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
切手代			19,740	R4. 5. 12	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			25,344	R4. 5. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			153,244	R4. 6. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			11,550	R4. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			12,334	R4. 10. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
政治資金監査料			11,000	R4. 2. 17	税理士 竹内 修	船橋市南本町1-16 森ビル301	振込
宅配便			38,115	R4. 7. 15	ヤマト運輸(株)	東京都中央区銀座2-16-10	
コピー機リース料			26,004	R4. 8. 29	三菱HCビジネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
NHK受信料			24,740	R4. 12. 26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
この頁の小計			413,991				
その他の支出			729,711				
合計			6,520,666				

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	備考
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会費	十億 百万 千 円 30,000	R4. 1. 21	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費	20,000	R4. 2. 28	自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部 「うすい正一君を叱咤激励する会」事務局	千葉市美浜区高洲1-9-7-2	
会費	15,000	R4. 5. 15	日本盆栽協会流山支部	流山市前ヶ崎719-210	
会費	15,000	R4. 5. 29	松戸若鷺会	松戸市常盤平柳町26-16	
食事代	57,640	R4. 10. 22	S ootakanomori	流山市おおたかの森北1-5-8 1F	
会費	12,000	R4. 12. 4	クラシックの森	柏市逆井2-16-16	
この頁の小計	149,640				
その他の支出	814,621				
合計	964,261				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		渉外費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
宿泊代	十億	百万	千	円	R4. 5. 23	ビジネスホテル野田	野田市花井1-1-2	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。





(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷代)				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考			
印刷代	十億	百万	千	円	28,550	R4.1.7	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					34,220	R4.1.14	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					70,470	R4.3.24	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					70,470	R4.3.24	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					64,860	R4.3.24	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					55,770	R4.3.24	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					19,790	R4.4.4	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					12,910	R4.4.6	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					12,330	R4.4.6	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					12,000	R4.4.16	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					28,920	R4.5.13	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					35,420	R4.8.16	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代					121,520	R4.8.22	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
この頁の小計					567,230				
その他の支出									
合計									

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(印刷代)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				
印刷代			38,760	円	R4. 9. 27	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			16,900	円	R4. 12. 13	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷デザイン料			258,500	円	R4. 7. 28	(有) ファイルス	東京都北区西ヶ原1-37-13-209	振込
印刷代			39,600	円	R4. 12. 28	栄光産業(株)	流山市西深井1028-8	
印刷代			101,750	円	R4. 10. 26	栄光産業(株)	流山市西深井1028-8	振込
印刷デザイン料			616,000	円	R4. 11. 4	(株)アド・アルファ	千葉市中央区都町2-2-7	振込
印刷代			77,000	円	R4. 11. 24	(株)アド・アルファ	千葉市中央区都町2-2-7	振込
印刷代			101,750	円	R4. 12. 28	栄光産業(株)	流山市西深井1028-8	
印刷代			627,000	円	R4. 1. 12	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	振込
印刷代			82,500	円	R4. 4. 25	(株)33工房	柏市藤ヶ谷新田169-4	振込
この頁の小計			1,959,760	円				
その他の支出			31,440	円				
合計			2,558,430	円				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(発送費)				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
発送費	十億	百万	千	円	193,487	R4. 1. 12	(株)地域新聞社	八千代市勝田台北1-11-16	振込
発送費					180,235	R4. 1. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					91,396	R4. 1. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					158,922	R4. 1. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					162,765	R4. 1. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					62,186	R4. 4. 13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					33,726	R4. 4. 13	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					114,452	R4. 4. 14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					134,328	R4. 4. 14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費					225,500	R4. 5. 16	(株)ヤギ	東京都中央区日本橋小網町18-15	振込
この頁の小計					1,356,997				
その他の支出					7,600				
合計					1,364,597				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)					項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円					
政策調査業務委託料			110,000		R4. 1. 26	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
政策調査業務委託料			110,000		R4. 2. 28	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
政策調査業務委託料			110,000		R4. 3. 9	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
政策調査業務委託料			110,000		R4. 4. 11	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
政策調査業務委託料			110,000		R4. 5. 16	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
政策調査業務委託料			110,000		R4. 6. 3	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
政策調査業務委託料			110,000		R4. 7. 14	(株)政策ジャパン	東京都品川区大崎5-9-9-1203		
システムコーチング			207,728		R4. 12. 19	KAWASAKI LOCAL DOOR	神奈川県横浜市鶴見区江ヶ崎町3-16-543		
書籍購入費			13,200		R4. 10. 4	アマゾンジャパン(同)	東京都目黒区下目黒1-8-1		
この頁の小計			990,928						
その他の支出			189,394						
合計			1,180,322						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(交付金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
交付金			100,000		R4. 6. 22	自由民主党千葉県参議院選挙区第五支部	千葉市中央区新田町14-5 大野ビル101
交付金			100,000		R4. 6. 22	自由民主党千葉県参議院選挙区第八支部	千葉市美浜区高洲1-9-7-2
この頁の小計			200,000				
その他の支出							
合計			200,000				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 25 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部

会計責任者の氏名 安藤 辰生 

(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名 (印) )


※解散の場合は、解散届も必要となります。



令和 5 年 5 月 22 日

自由民主党千葉県第七選挙区支部  
支部長 齋藤 健 殿

登録政治資金監査人

竹内 修 

登録番号 第 1939 号

研修了年月日 平成 21 年 6 月 9 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、自由民主党千葉県第七選挙区支部の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、千葉県流山市おおたかの森北 1-5-2 セレーナおおたかの森 2 階 自由民主党千葉県第七選挙区支部の主たる事務所にて行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
  - (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
  - (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第七選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、自由民主党千葉県第七選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上